

現況届をお忘れなく!!

特別児童扶養手当、児童扶養手当、ひとり親家庭医療費助成を受けていらっしゃるご家庭につきましては、毎年8月に所得状況や生活状況などを確認させていただくために所得現況届を提出していただいております。期間内に提出されますよう宜しくお願いします（提出がない場合は手当は支払われません。）

・児童扶養手当現況届・ひとり親家庭医療費助成受給資格者証更新申請書の提出期間

【平成24年8月6日（月）～8月10日（金）】

持参するもの：証書、印鑑（シャチハタ以外）、同封の調書、対象者全員分の保険証の写し
※添付書類については、お送りする通知書に記載してありますのでご確認ください。

・特別児童扶養手当・特別障害者手当等所得状況届の提出期間

【平成24年8月20日（月）～8月24日（金）】

持参するもの：証書、印鑑（シャチハタ以外）、手帳の写し

※添付書類については、お送りする通知書に記載してありますのでご確認ください。

児童扶養手当額（月額）が変わります

受給資格者（ひとり親家庭の父や母など）が監護・養育する子どもの数や受給資格者の所得等により決められます。

◆児童1人の場合

	平成23年度	平成24年度
全部支給（月額）	41,550円	41,430円
一部支給（月額）	41,540円～9,810円	41,420円～9,780円



◆児童2人以上の加算額 2人目：5,000円、3人目以降1人につき：3,000円

特別児童扶養手当・特別障害者手当等について



	平成23年度	平成24年度
特別児童扶養手当（1級）	50,550円	50,400円
特別児童扶養手当（2級）	33,670円	33,570円
特別障害者手当	26,340円	26,260円
障害児福祉手当	14,330円	14,280円
福祉手当（経過措置分）	14,330円	14,280円

住み良い地域社会の実現に向けて

自治会へ加入しませんか？

自治会は、地域の皆さんが地域のつながりの中で自主的に組織する地縁的な団体です。住み良い地域社会の実現にむけ様々な共同活動が行われています！

自治会加入に関する様々なご相談については、市役所でも受け付けますので、お気軽にお尋ねください。

■問い合わせ先 本庁 企画政策課 地域政策係 Tel 099-474-1111（内線 257）



「大原地区」・「駅上地区」 好評分譲中！

【大原地区】 日当たり良好！残り2区画！！

◆所在：志布志町志布志字宗妻 739番

◆販売区画数：2区画
1区画当たり 93坪～95坪
361万円～367万円

◆立地条件：

- ・志布志市役所 志布志支所まで2.7km
- ・大隅交通ネットワーク大原
バス停まで500m

◆申込期間：随時受付中

◆申込み資格・条件：

- ①居住用住宅を建築しようとする世帯
- ②契約条件を確実に履行できるもの



【駅上地区】 志布志駅が目の前です！！

◆所在：志布志町志布志二丁目 2431番

◆販売区画数：5区画 区画図のとおり

◆立地条件：

- ・志布志市役所 志布志支所まで0.8km
- ・香月小まで0.9km

◆申込期間：随時受付中

◆申込み資格・条件：

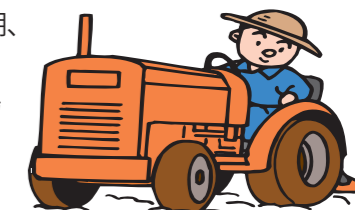
- ①自らの事務所・店舗・住宅等を建築しようとするもの
 - ②申し込みは原則として一人一区画
 - ③契約条件を確実に履行できるもの
- ※詳細はお問い合わせください。



畑地かんがい事業のお知らせ

◆給水栓周囲の草刈りについてお願い

梅雨も末期になり、畑の土手にも雑草が生い茂る時期になりました。この時期、給水栓が雑草に覆われ見えなくなり、トラクター等で給水栓のコンクリート壁を引っ掛けて破損するケースが増え、またそれに伴う漏水も増えています。その場合の補修は自己負担になりますので、給水栓の周りの雑草の刈り取り、及び目印になるものを置くなどして給水栓の破損がないようにお願いします。



◆畑かん水の適正使用についてお願い

梅雨が終われば畑かん水の使用が多くなると思われます。最近、「目的外の使い方や、無駄な使い方」をしているとの声が出ています。限りある貴重な水ですので、水使用者全員でルールを守り、無理・無駄のない適正な使用をお願いします。

- 問い合わせ先 ●本庁農政課畑かん推進係 TEL 099-474-1111 ●志布志支所産業振興室 TEL 099-472-1111
●松山支所産業振興室 TEL 099-487-2111 ●県畑かんセンター TEL 099-482-2547
●曾於東部土地改良区 TEL 099-487-2986 ●曾於南部土地改良区 TEL 099-471-0171